認定基準等チェック表　（第３表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	チェック欄
３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること ⑴　役員及びその親族等 ⑵　特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ　各社員の表決権が平等であること ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記 録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

区分 ＼ 項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合（②÷①）	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合（④÷①）
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	令和４年４月１日～令和５年３月31日	８人	２人	25%	０人	０%
ⓑ	令和５年４月１日～令和６年３月31日	８人	２人	25%	０人	０%
ⓒ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓓ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓔ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
申請時		８人	２人	25%	０人	０%

３分の１以下であると基準を満たす。

㊟　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。

定款の文言と記載を統一

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等						
定款第２８条に「各正会員の表決権は、平等となるものとする。」と規定	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

・　認定基準等チェック表（第３表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。

・　認定の有効期間の更新の申請にあたっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、その内容に変更がないときは、改めて記載する必要はありません。

「はい」の場合は、監査証明書を添付（その場合、第３表付表２「帳簿組織の状況」の添付は不要）

第３表（次葉）

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

㊟　該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

・　認定の有効期間の更新の申請にあたっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、その内容に変更がないときは、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第３表）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
イの各欄	区分欄の「ⓐ」～「ⓔ」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第３表付表１「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」～「ⓔ」については、上記イに記載する各期間（「ⓐ」～「ⓔ」）を示したものです。 なお、青色申告法人に準ずることについて、その具体的な内容は次のとおりです。（法人税法施行規則） ①　資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと ②　仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること ③　仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること ④　たな卸表を作成すること ⑤　一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること ⑥　帳簿書類を７年間整理保存すること （注）　ＮＰＯ法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。	①　「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ②　「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」をした場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」～「ⓔ」については、上記イに記載する各期間（「ⓐ」～「ⓔ」）を示したものです。	法人が名目に関わらず支出した金銭で、その費途が明らかでないものがある場合や、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合は基準を満たしません。